

Ⅲ 漁業就業構造と漁業経営

1 経営体及び漁業就業者の動き

(1) 海面

① 経営体数

海面漁業の経営体数は減少傾向が続いています。特に沿岸漁業においては、漁業後継者不足や漁業就業者の高齢化等により経営体数が減少傾向にあります。平成20年の本県経営体数は479経営体で、そのうち沿岸漁業が440経営体で、全体の91.9%を占めています。その他、遠洋漁業は2経営体、沖合漁業は37経営体となっています。

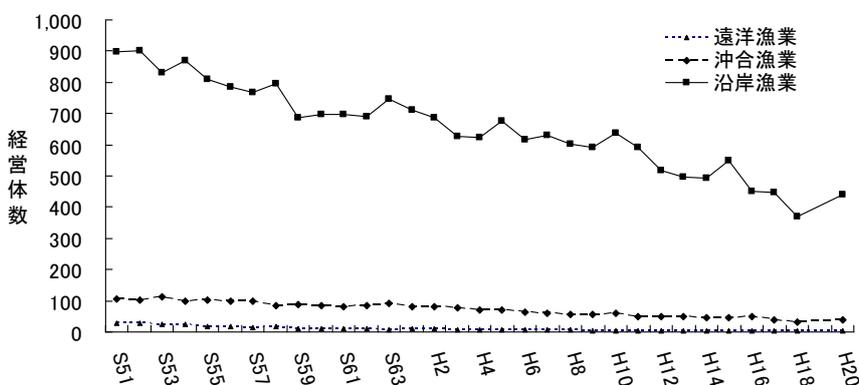


図22 海面漁業の部門別経営体数の推移 ※平成19年調査は統計対象外 ※平成21年調査は実施されていない。

【沿岸漁業における営んだ漁業種類別経営体数】

沿岸漁業の営んだ経営体数は、しらすやいかなご、おきあみを漁獲対象とする船びき網漁業が267経営体で、沿岸漁業経営体数(762経営体)の35.0%を占めています。

【漁船階層別経営体数】

漁船階層別経営体数は、沿岸漁業の中心である3~5トン階層が多くを占めています。

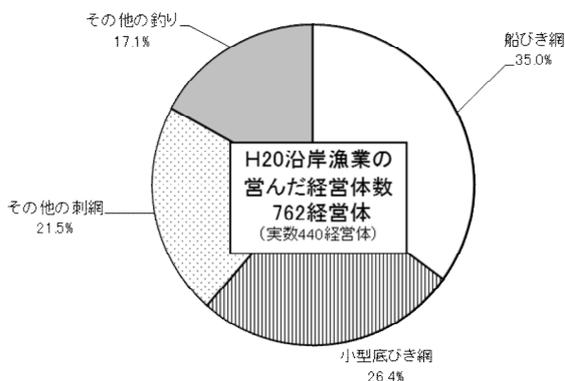


図23 沿岸漁業の営んだ漁業種類別経営体数割合 ※平成21年調査は実施されていない。

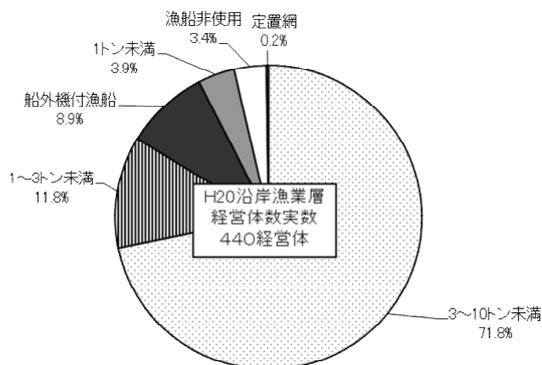


図24 沿岸漁業層漁船階層別経営体数(実数)の割合 ※平成21年調査は実施されていない。

②漁業就業者数

本県の海面漁業就業者数の推移は、昭和50年代から平成10年代半ばにかけて減少傾向でしたが、それ以後近年はほぼ横ばいとなっています。

自営の漁業就業者の多くは、船びき網漁業や小型底びき網漁業などの沿岸漁業を営んでいます。自営の漁業者は、生産量、生産額の減少や高齢化によって廃業、引退する者がいる一方で、漁家子弟による経営の継承以外に、新規参入は殆どないことから、昭和50年代以降平成10年代半ばまで減少しました。一方、雇われの就業者の多くは、かつお・まぐろ漁業やまき網漁業など遠洋、沖合漁業の乗組員となっています。遠洋、沖合漁業は、200海里等国際的な漁業規制、オイルショック、資源の減少により経営が厳しくなったため、昭和50年代から経営体数は減少傾向となっており、雇われの就業者も同様に減少しましたが、平成10年以降は、ほぼ横ばいの傾向となっています。

漁業者全体の年齢構成をみると、特に技術面や体力等が充実する40～59歳層の減少が著しく、海面漁業就業者に占める60歳以上の割合は6割以上と高齢化が進んでおり、次世代への漁業技術等の知識伝達に支障がでることも危惧されています。

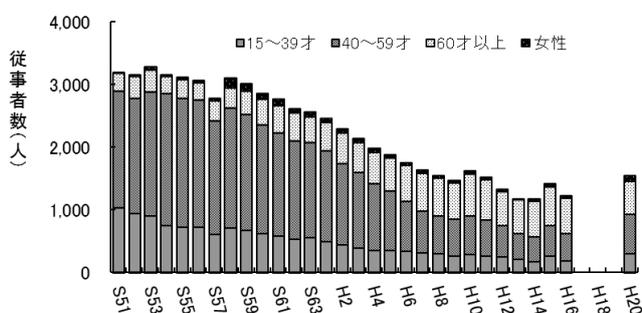


図25 海面漁業の年齢階層別、性別従事者数の推移

※平成17～19年調査は統計対象外

※平成20年は2008年漁業センサス値であり、統計手法が異なることから過去の数値と直接比較はできない

※平成21年調査は実施されていない。

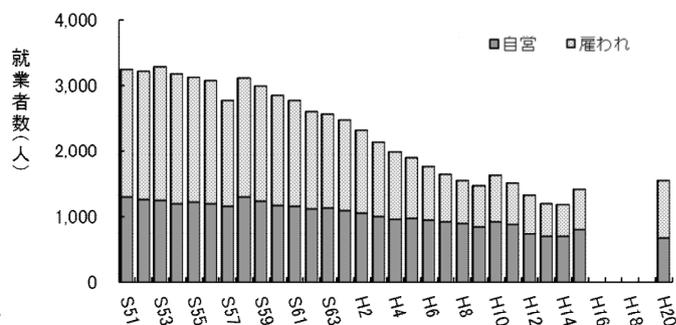


図26 海面漁業の自営・雇われ別就業者数の推移

※平成16～19年調査は統計対象外

※平成20年は2008年漁業センサス値であり、統計手法が異なることから過去の数値と直接比較はできない

※平成21年調査は実施されていない。

表10 海面の漁業種類別漁業就業者数の推移

	昭和60年	平成5年	平成10年	平成15年	平成16年
合計	2,850	1,893	1,645	1,427	1,240
沿岸漁業就業者	1,200	1,155	1,126	929	850
うち自営漁業就業者	1,090	932	896	781	-
沖合・遠洋漁業就業者	1,650	738	519	498	390
うち雇われ就業者	1,570	690	468	468	-

※平成16年以降調査は実施されていない。

資料 茨城農林水産統計年報

●資料編3-4, 3-5

(2) 霞ヶ浦北浦

① 経営体数

漁船漁業では農業等を営むかたわら漁業を営む兼業経営体が大半を占めています。一方で養殖業では専業経営体が主体となっています。

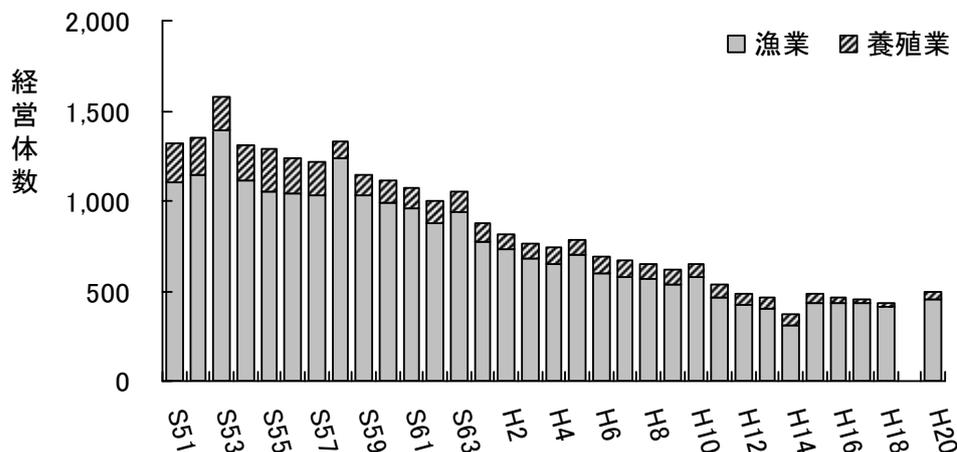


図 27 霞ヶ浦北浦の漁業・養殖業経営体数の推移
 ※平成 19 年調査は統計対象外
 ※平成 21 年調査は実施されていない。

【漁業種類別経営体数】

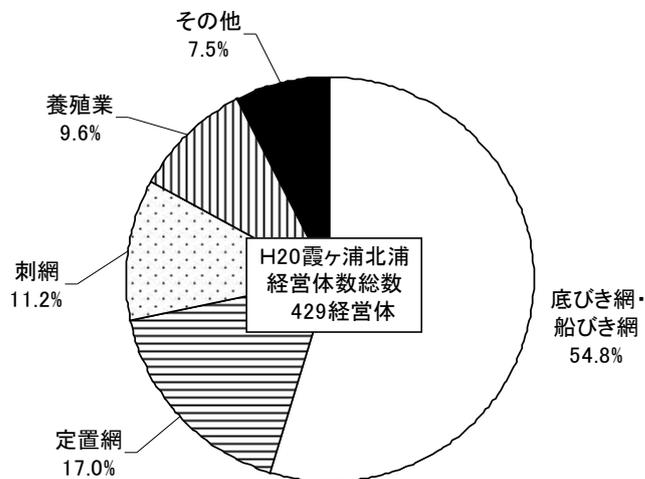


図 28 霞ヶ浦北浦の主な漁業種類別経営体数割合
 ※平成 19 年調査は統計対象外
 ※平成 21 年調査は実施されていない。

●資料編3-2, 3-3

2 漁業経営の概況

本県の沿岸漁業の中核をなす3～5トン階層の漁家所得は、3～5トン階層の全国平均漁家所得に比べるとかなり上回る水準にありましたが、近年その差は縮小してきており、漁業経営は厳しさを増しています。

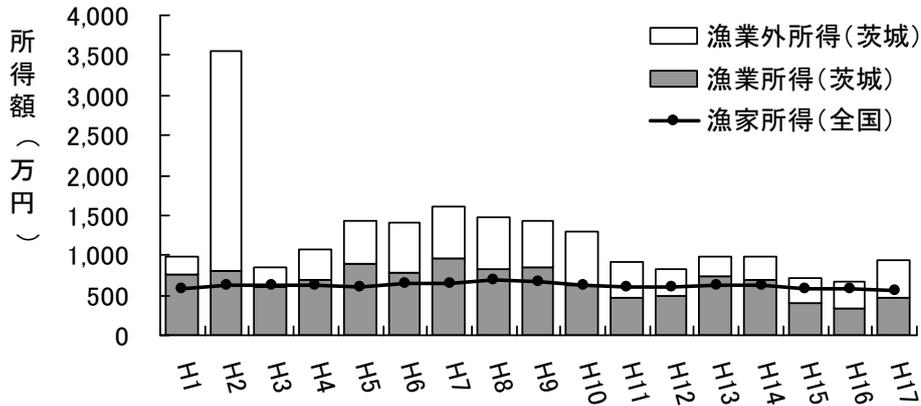


図29 3～5トン階層漁家の所得の推移
※平成18年調査より、統計対象外

○漁業所得の内訳

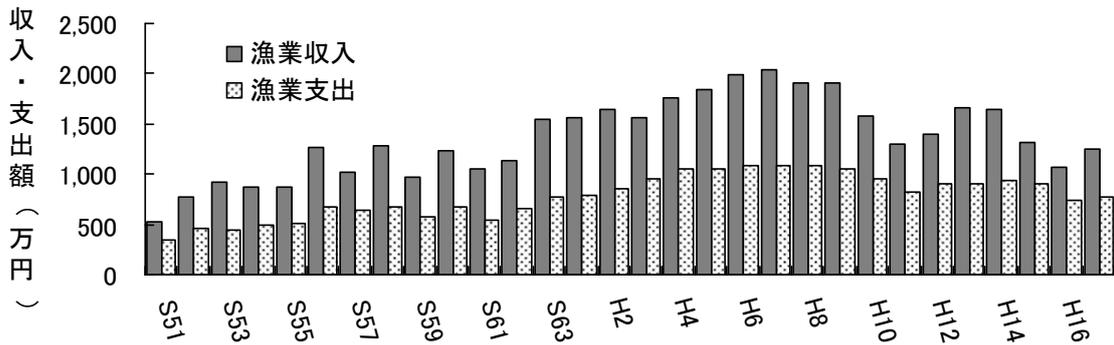


図30 3～5トン階層漁家の漁業収入と漁業支出の推移
※平成18年調査より、統計対象外

○漁業支出の内訳

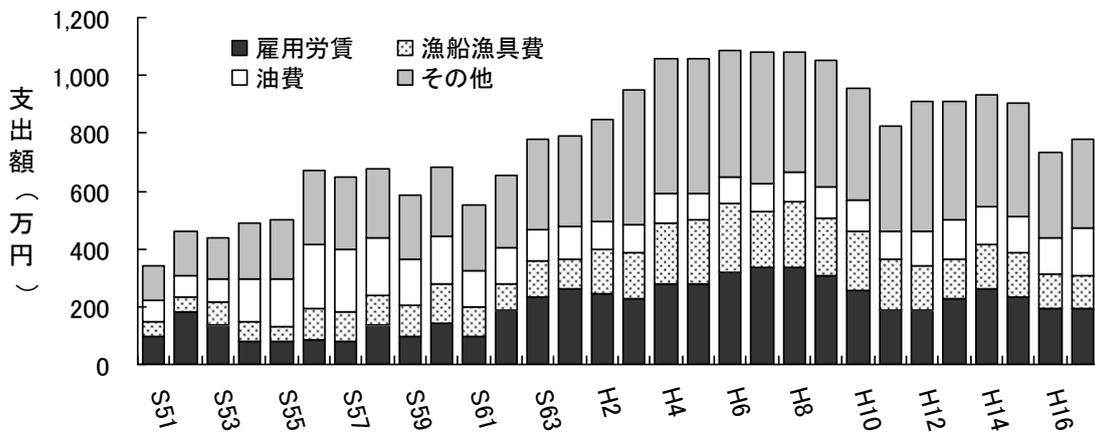


図31 3～5トン階層漁家の漁業支出内訳の推移
※平成18年調査より、統計対象外

IV 漁船と漁港

1 漁船

近年の漁船の新規登録は、建造によるものはほとんどなく、中古漁船の売買や一般船舶等を転用するものが主体となっています。

平成22年末現在の登録漁船隻数は3,037隻で、前年より21隻減少しました。そのうち海面の漁船隻数は、1,138隻（37.6%）、霞ヶ浦北浦の漁船隻数は、1,101隻（36.4%）、その他の内水面の漁船隻数は786隻（26.0%）でした。

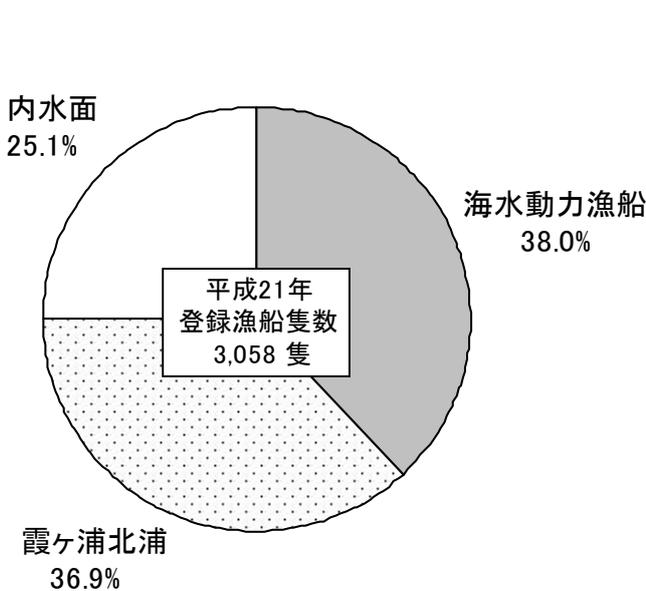


図 32 平成 21 年末現在の登録漁船割合

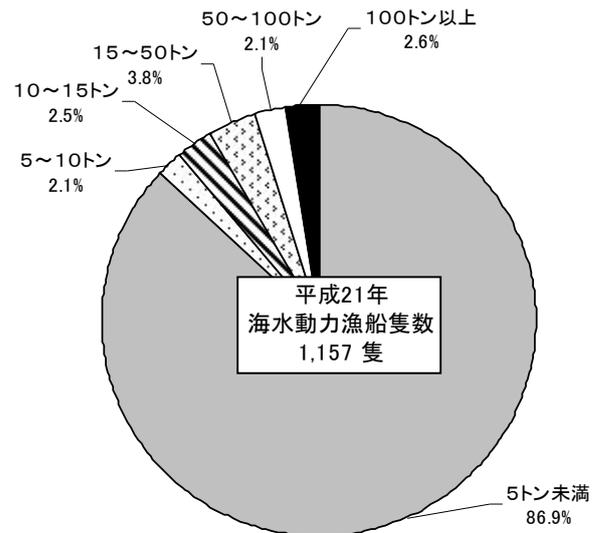


図 33 海水動力漁船のトン数階層別漁船割合

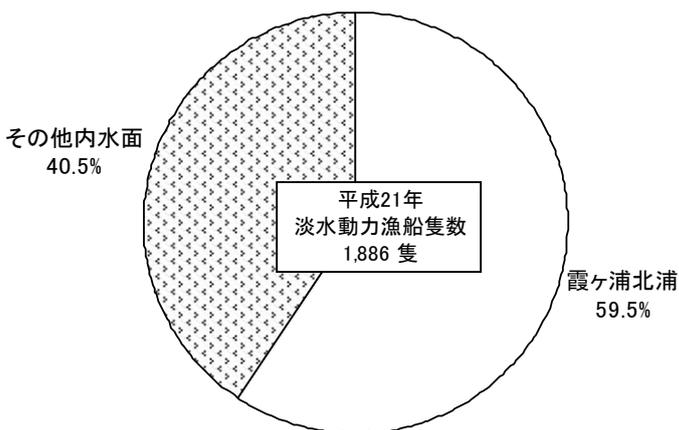


図 34 淡水動力漁船のトン数階層別漁船割合

○ 霞ヶ浦北浦およびその他内水面の階層別動力漁船隻数は以下のとおりです。

・ 霞ヶ浦北浦	1 トン未満船	490 隻
	1~3 トン船	599 隻
	3~5 トン船	34 隻
	計	1,123 隻
・ その他内水面	1 トン未満船	729 隻
	1~3 トン船	34 隻
	3~5 トン船	0 隻
	計	763 隻

2 漁 港

(1)海 面

本県は南北に連なる約 190km の海岸線を有していますが、地形が単調なため、主要な漁港は河口や少ない入り江を利用して発展してきました。しかし、漁船の大型化や水揚量の増加に対応できなくなり、昭和 33 年からの那珂湊漁港を皮切りに、昭和 48 年の波崎漁港、大津漁港及び昭和 52 年の平潟漁港と外港建設等の漁港拡張に着手し、有効水深や岸壁、用地の造成を進めており、平潟、大津、那珂湊漁港は概成しています。

本県には 24 の漁港がありますが、霞ヶ浦北浦など海面に面していない漁港を除くと 9 となっています。また、利用漁船が全国規模とされる第 3 種漁港の数は 5 で、北海道 18、千葉 8 に次ぎ、宮城、長崎、宮崎及び鹿児島と同数となっています。

近年は、新鮮な水産物を求める観光客や遊漁船利用者など漁業関係者以外の人々が、漁港周辺を訪れる機会が増加しており、漁港は生産流通の場にとどまらず、市民が親しめるウォーターフロントとしての機能や地域活性化の核といった新たな役割が求められています。

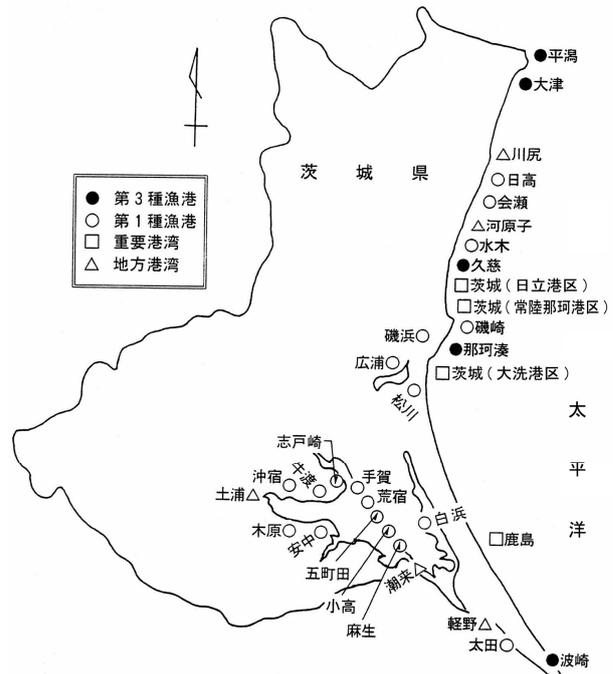


図 35 茨城県の漁港及び港湾

○海面の漁港数	9 港
種類区分	
第 1 種漁港	4 港
第 3 種漁港	5 港
管理者区分	
県管理漁港	8 港
市町村管理漁港	1 港
○海面の重要港湾数	2 港

(川尻港、河原子港は漁業専用港、茨城港大洗港区、鹿島港は一部漁港区を有する。)

(2)霞ヶ浦北浦とその他内水面

霞ヶ浦北浦、澗沼、利根川等の湖沼河川には漁港や港湾が点在しています。これらの港は、古くは舟運の要衝として繁栄しましたが、時代の推移とともに小規模な港として残り、多数の船溜りとあわせて地域の漁業生産流通基盤としての役割を果たしています。

○霞ヶ浦北浦の漁港数	11 港 (全て第 1 種漁港)
管理者区分	
県管理漁港	1 港、市町村管理漁港 10 港
○その他内水面の漁港数	4 港 (全て第 1 種漁港)
管理者区分	
県管理漁港	1 港、市町村管理漁港 3 港

V 水産物の流通と水産加工

1 水産物の流通

産地地方卸売市場は、主力水揚基地である平潟、大津、久慈、那珂湊、大洗、鹿島及び波崎の7ヶ所と、その他に小規模産地市場が開設されています。また、水産物（生鮮物、冷凍品、加工品等）を取扱う消費地市場は、水戸市や土浦市など県内5ヶ所に開設されています。

市場での取扱量の大部分を占めるかたくちいわし、さば類は、大半が波崎地区に水揚げされ、地元の加工業者によって冷凍加工されるとともに、サイズ等に応じてそれぞれの仕向け先に出荷されています。かつおは主に他県所属船により那珂湊漁港に水揚げされ、その大半が県内に鮮魚として出荷されています。小型船の主要漁獲物であるしらすは、しらす干しに加工されて消費地市場等に出荷されています。底びき網や刺し網、釣りなどで漁獲されるひらめ、かれい等の中高級魚は、主に産地の仲買人を通じて県内及び首都圏方面の市場へ出荷されています。

表11 平成21年の主力産地地方卸売市場における取扱状況

(上段:トン, 下段:百万円)

	平潟	大津	久慈	那珂湊	大洗	鹿島灘	波崎	総計
市場別計	1,047	3,906	603	2,214	2,904	1,153	17,584	29,411
	356	732	281	405	670	1,157	791	4,392
うち 鮮魚	1,047	533	603	2,214	2,904	1,153	17,584	26,038
	356	240	281	405	670	1,157	791	3,900
その他	-	3,373	-	-	-	-	-	3,373
	-	492	-	-	-	-	-	492

※その他は加工品や冷凍品等のことを指す。

「販売流通課：地方卸売市場の概要」

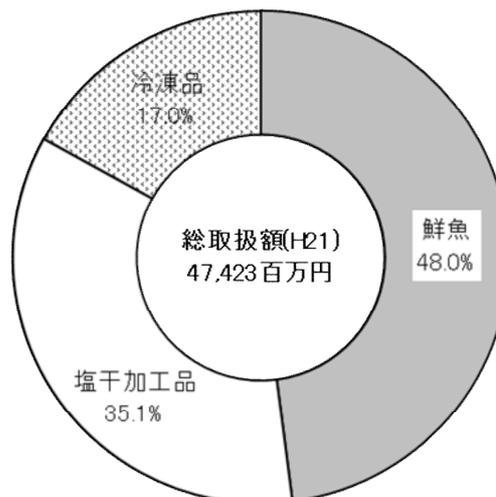
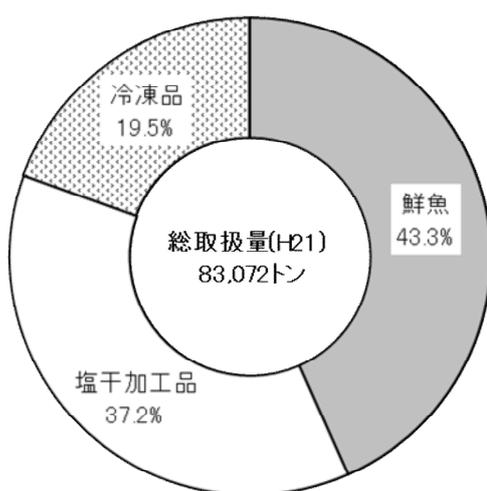


図 36-1 水戸市公設地方卸売市場における取扱量 図 36-2 水戸市公設地方卸売市場における取扱額

2 水産加工

(1) 水産加工業の地域別特色

本県において水産加工業が主に営まれている地域は、大きく沿海と霞ヶ浦北浦に分かれます。

沿海では、かつてはどの地区でも前浜もののいわし、さば類、さんま等を原魚とした塩干や煮干し等の加工が行われていました。しかし、昭和40年代以降、那珂湊と大洗地区では経営の安定を図るために、漁獲の不安定な前浜ものから周年稼働体制が維持できる輸入原魚を用いた加工に転換が進みました。現在の両地区は、たこやししゃもなど全国でも有数の輸入原魚の加工産地となっています。

大中型まき網漁業の基地である大津と波崎地区では、昭和40年代後半以降のさば、まいわしの豊漁に対応して養殖餌料向け冷凍加工が盛んに営まれていましたが、近年はまいわしの不漁によって生産量が大きく減少しています。

霞ヶ浦北浦周辺では、古くから、湖で漁獲されるわかさぎ、はぜ、えび、ふな等を使った佃煮や煮干し、焼き物などの加工が行われてきたことから、著名な佃煮産地が形成されています。

(2) 加工生産量と生産額の推移

本県の水産加工生産量は増加を続けてきましたが、昭和62年(50万6,000トン)をピークに、まいわし、さばなど前浜ものの水揚げ減等により減少傾向にあります。

一方の加工生産額については、前浜ものが減少傾向となった昭和63年以降においても、単価の高い輸入原魚の加工品に支えられて高水準を維持していましたが、平成3年以降は生産量の減少とともに生産額も減少に転じています。

○水産加工品の生産量

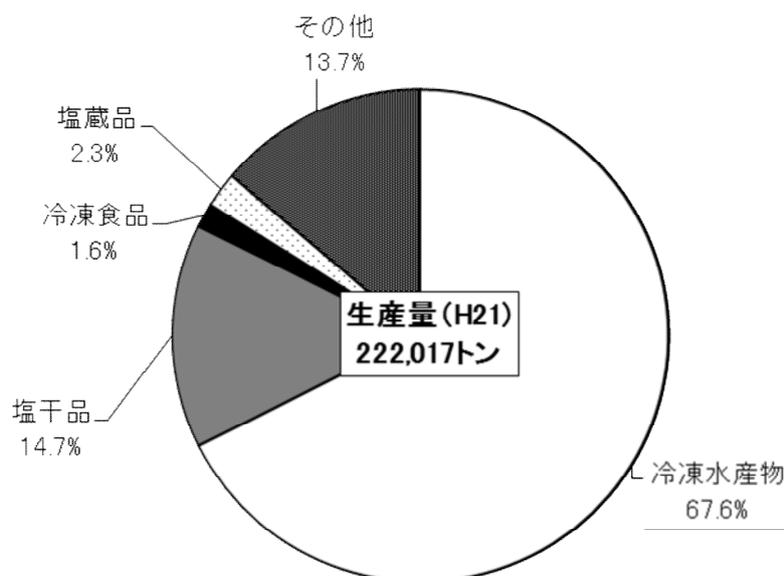


図 37 主要項目別生産量の割合

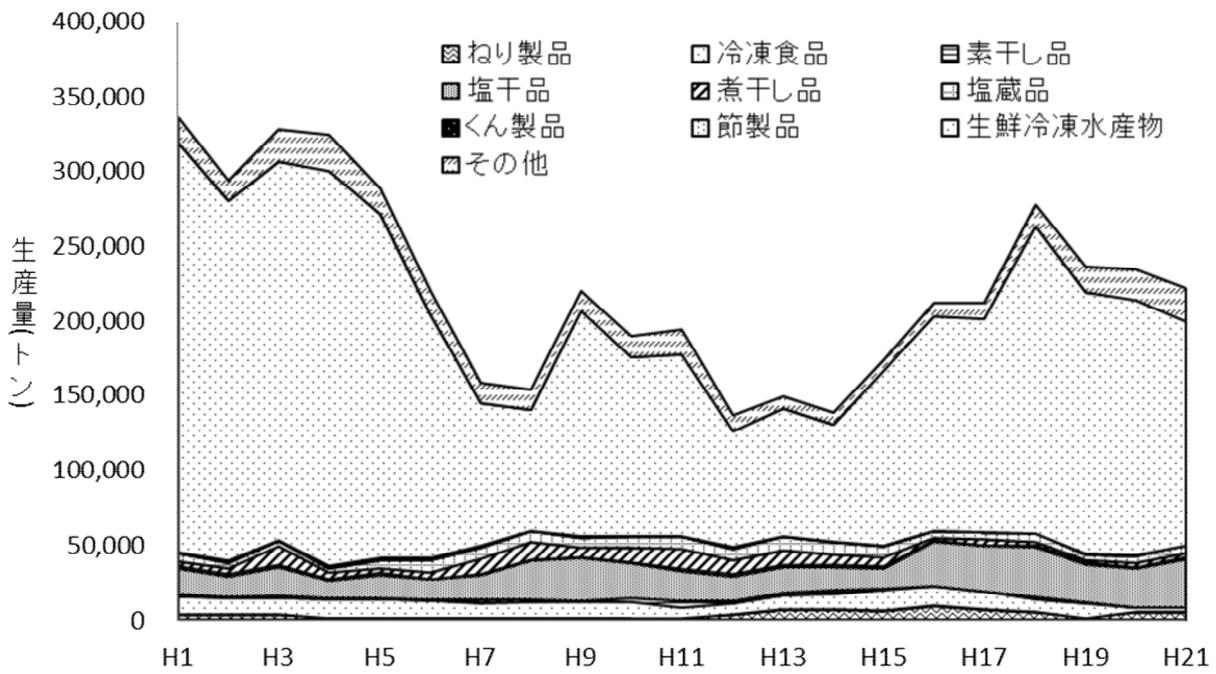


図 38 水産加工品生産量の推移

※平成 14 年よりくん製品と節製品の量は非公開となっている。

※平成 19 年調査より、ねり製品はかまぼこ類のみの量となっている。

●資料編 10-1~10-4

VI 水産業協同組合等

1 水産業協同組合

水産業協同組合は、各種事業を通じて組合員の生産と生活の向上に寄与するとともに、漁村において地域社会の中核として多様な役割を担っています。

平成22年度末の組合数は、地区漁協が沿海地区11，霞ヶ浦地区2，北浦地区2，内水面地区15と業種別漁協3，漁業生産組合1，水産加工協8の計41となっています。

地区漁協の事業実施状況は、沿海地区と霞ヶ浦，北浦及び内水面地区では大きく異なっています。沿海地区の多くの組合は、購買・販売・共済事業を実施していますが、霞ヶ浦，北浦及び内水面地区の大部分の組合では、指導事業を中心に実施しています。

しかし、本県の漁協は総じて規模が零細で、漁業不振等に伴う取扱い事業量の減少，固定化債権の増大，組合員数の減少等により，その経営状況は非常に厳しくなっており，H21年度決算では，沿海地区漁協の半数以上が累積欠損金を抱えています。また，漁業者数の減少に伴う組合員数の設立要件割れの懸念や漁協職員の削減による事務執行体制の脆弱化など，組織運営上の問題も生じています。

また，霞ヶ浦・北浦及び内水面の漁協についても組合員の減少・高齢化が顕著であるとともに，特に業務執行体制の脆弱性などが問題となっています。

漁協が，水産物の安定供給をはじめ，地域の活性化，資源管理型漁業の推進，担い手の育成など，ますます多様化する水産業の諸課題に引き続き対応していくためには，漁協合併による経営基盤の強化や事業コストの削減が不可欠となっています。

このため，漁協系統では，漁協合併促進法に基づき，平成11年に沿海地区，霞ヶ浦地区，北浦地区の各地区において「漁協合併基本計画」を策定し，また，県では，沿海地区，霞ヶ浦地区及び北浦地区をそれぞれ1漁協に合併し自立漁協とすることを目標とした「茨城県漁協組織・事業基盤強化基本方針」を平成14年3月に策定し，これらの計画・基本方針に沿って漁協合併を推進してきました。

沿海地区では，茨城沿海地区漁連，漁協の専務参事等で構成する沿海地区漁協合併研究会において，漁協合併の際の障壁となる財務格差の実態調査や産地市場統合の可能性などについて協議が行われ，北部・中部・南部の3地区で合併した後，県1漁協へ合併する方針が決まりました。各地区に設置された協議会等では，合併における具体的な協議が進められ，まず，平成19年9月に波崎漁協と波崎共栄漁協が合併し，「はさき漁協」が設立されました。その後，平成23年3月に久慈町漁協に会瀬漁協が吸収合併されました。

霞ヶ浦地区では，平成22年1月に14漁協が合併して，「霞ヶ浦漁業協同組合」が設立されました。その後，麻生漁協が脱退したことにより1会員となった霞ヶ浦漁連が，平成22年7月に霞ヶ浦漁協に包括承継されました。高浜入漁協については，所属組合員が霞ヶ浦漁協に加入したうえで，平成22年8月に解散しました。現在も引き続き，残る漁協と霞ヶ浦漁協との合併が検討されています。

北浦地区では，平成14年6月に6漁協が合併して，「きたうら広域漁業協同組合」が設立されましたが，1漁協化へ向けた検討が行われています。

内水面地区では，小規模な漁協が多く，将来的には1河川1漁協体制を構築すること

が望ましいと考えられます。当面は、将来の合併を見据えて各漁協の財務基盤の安定など健全な運営に努めることが肝要となっています。

また、水産加工業協同組合では、霞ヶ浦北浦地区の5つの組合が平成15年から合併研究会を組織して検討を行った結果、平成17年1月の合併仮契約書への調印を経て、平成17年8月1日に「霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合」が設立されました。また、沿海地区についても、合併により経営基盤の強化を図る必要があると考えられます。

●資料編 7-1, 7-2

2 金融

漁協系統信用事業においては、平成17年4月からのペイオフ凍結解除により、金融機関として社会的責任を果たすことが求められており、預金者等利用者である組合員からは、これまで以上に財務内容や経営姿勢に対して厳しい目が注がれています。

このような状況下において、漁協系統信用事業の健全性を確保していくためには、信用事業実施体制を整備し、事業実施基盤を備えた規模の確保が必要不可欠です。

茨城県信漁連では、平成4年度から1県1信用事業統合体の実現に向けて取り組んできましたが、平成17年12月1日付けで磯崎漁協が信用事業を譲渡したことで、全国で13番目の1県1信用事業体が完成しました。

しかし、本県の漁協系統信用事業は、近年の不漁や魚価安、さらに燃油価格の高騰などにより、厳しい漁業経営を強いられているなかで、貯金量は平成12年度末で207億円だったものが、平成22年度末には146億円まで減少し、貸出金についても漁業者が設備投資を控えているため、平成22年度末の貸出残高48億円まで減少しています。

水産制度資金についても利用実績が低迷しており、平成13年度における漁業近代化資金の実績額は5億3500万円だったものが、平成22年度には1億4500万円まで減少し、漁業信用基金協会の保証承諾額についても、漁業緊急保証対策により対前年比で3800万円増加したが15億9400万円に留まっております。平成20年の燃油高騰以来厳しい経営が続く漁業者の設備投資意欲は回復せず、漁業近代化資金や沿岸漁業改善資金の利用実績は低調で推移しました。

茨城県信漁連は貸出金残高の減少や、超低金利の下での運用利回り低下などにより、収益が減少するなか、資産自己査定厳格化及び融資先の経営悪化等に伴う貸倒引当金の計上などで厳しい財務状況にあることから、貯金量の確保、利便性の向上、指導金融機能の強化を事業推進方策として、「JFマリンバンク基本方針」に基づき、自己資本の増強、貯金・貸出業務の推進、経費の節減等に取り組んでいます。

●資料編 8-1, 8-2

Ⅶ 漁業制度

1 漁業権漁業

漁業権とは、都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、「共同漁業権」、「区画漁業権」及び「定置漁業権」の3種類があります。また、免許期間は、10年（特定区画漁業権及び定置漁業権は5年）となっており、本県の場合には、制度上、茨城海区、霞ヶ浦北浦海区及び内水面の3つに分けられています。

これらの漁業権の多くは、平成15年度に一斉に切替手続きが行われ、免許が更新されました。この結果、茨城海区では、共同漁業権は1件減少し15件となりました。この内訳は、あわび・はまぐり・わかめ漁業等を内容とする第1種共同漁業権が13件、雑魚建網漁業を内容とする第2種共同漁業権が1件、第1種及び第2種を合せ有する共同漁業権が1件です。この他、会瀬沖にぶりなど回遊魚を対象とした定置漁業権を1件免許しています。

霞ヶ浦北浦海区は、雑魚張網漁業を内容とする第2種共同漁業権の18件、真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権の7件を引き続き免許しており、こいなど網いけす養殖業を内容とする第1種区画漁業権が18件減少して16件の免許となっています。

内水面の共同漁業権は、しじみ漁業等を内容とした第1種共同漁業権と、こい・ふな・あゆ漁業等を内容とし、増殖が義務付けられている第5種共同漁業権の免許を今回分離しました。この結果、第1種共同漁業権が6件、第5種共同漁業権が14件となりました。また、この他、埼玉県、千葉県が免許している共同漁業権が1件あります。なお、区画漁業権は真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権が4件と、こい・ふな・うなぎ養殖業を内容とする第2種区画漁業権が1件免許されています。

2 知事許可漁業

知事許可漁業には、中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業などのように、都道府県ごとに許可隻数の最高限度、合計総トン数の最高限度などについて農林水産大臣が統一的に規制し、その範囲内で知事が許可する法定知事許可漁業と、各都道府県ごとに漁業調整規則によって許可制としている知事許可漁業とがあります。

茨城海区では、18漁業種類について、平成23年度は延べ3,161件許可（認可10件を含む）されていますが、その主なものは、小型機船底びき網漁業967件、機船船びき網漁業1,049件、さし網漁業301件、固定式さし網漁業377件、せん・かご漁業360件などであり、各経営体ともこれら漁業を組合せて経営しているため、1人当たり数種の許可を受有しています。

霞ヶ浦北浦海区では、13漁業種類について平成23年度は延べ1,915件許可されています。その主なものは、小型機船底びき網漁業766件、さし網漁業901件、つけ漁業223件等です。

内水面では、14漁業種類について、延べ492件許可されています。主なものとしては、ひき網漁業47件、さし網漁業192件、ふくろ網漁業156件等です。

3 大臣許可漁業及び大臣承認・届出漁業

平成 13 年 6 月に制定された水産基本法制定の趣旨を踏まえ、14 年 8 月の一斉更新において、ほぼ 40 年ぶりに指定漁業の見直しが行われました。

指定漁業として従来承認漁業であった北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業が新たに追加された他、10 トン以上 20 トン未満の船舶で操業する近海・かつおまぐろ漁業も追加されました。

本県における大臣許可件数（認可件数を含む）は、遠洋かつお・まぐろ漁業 3 件、大中型まき網漁業 26 件、沖合底びき網漁業 7 件、北太平洋さんま漁業 4 件及び中型さけ・ます流し網漁業 2 件の合計 42 件です。

また、大臣届出漁業の届出件数は、かじき等流し網漁業 2 件、沿岸まぐろはえ縄漁業 1 件、小型するめいか釣り漁業 15 件の合計 18 件です。

○海面における許可漁業等の件数（平成23年7月1日現在）

知事許可漁業 (定数漁業)	小型機船底びき網漁業（板びき網）（5トン以上15トン未満）	24件
	小型機船底びき網漁業（えび板びき網）（2トン以上5トン未満）	217件
	中型まき網漁業（5トン以上15トン未満）	3件
	機船船びき網漁業（しらすひき網）（5トン未満）	309件
	せん・かご漁業（沖合かご漁業）（15トン未満）	24件
知事許可漁業 (非定数漁業)	小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網）（5トン未満）	356件
	小型機船底びき網漁業（貝まき）（5トン未満）	370件
	小型まき網漁業（5トン未満）	4件
	機船船びき網漁業（さよりひき網）（5トン未満）	385件
	機船船びき網漁業（おきあみひき網）（15トン未満）	355件
	さし網漁業（流し網）（5トン未満）	301件
	はえなわ漁業（5トン以上20トン未満）	9件
	地びき網漁業	40件
	固定式さし網漁業（甲種）（2トン未満）	158件
	固定式さし網漁業（乙種）（2トン以上15トン未満）	219件
	せん・かご漁業（あなごせん漁業）（15トン未満）	157件
	せん・かご漁業（沿岸かご漁業）（15トン未満）	179件
	あわび漁業	51件
	指 定 漁 業 (大臣許可漁業)	遠洋かつお・まぐろ漁業（120トン以上）
大中型まき網漁業（15トン以上）		26件
沖合底びき網漁業（15トン以上）		7件
北太平洋さんま漁業（10トン以上）		4件
中型さけ・ます流し網漁業（30トン以上）		2件
大臣届出漁業	かじき等流し網漁業（10トン以上）	2件
	沿岸まぐろはえ縄漁業（10トン以上20トン未満）	1件
	小型するめいか釣り漁業（5トン以上30トン未満）	15件

※件数には認可、試験操業を含む。

4 漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE)制度

（1）漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE)制度の概要

平成 8 年（1996 年）に国連海洋法条約が批准され、平成 9 年（1997 年）1 月から新たな漁業管理制度として、年間の漁獲量の総量を管理する漁獲可能量（TAC: Total Allowable

Catch) 制度が導入されました。

さらに、平成 13 年 6 月には、根拠法令である海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等が改正され、低位水準になっている水産資源を早急に回復させるための取り組みとして、新たに漁獲努力量管理 (TAE:Total Allowable Effort) 制度が加えられました。

①TAC 制度

漁獲可能量 (TAC) を定める魚種 (第 1 種特定海洋生物資源) は、①漁獲量、消費量が多い魚種、②資源状況が悪く、緊急に保存・管理を必要とする魚種、③我が国周辺水域で外国漁船によって漁獲されている魚種のうち、資源状況の明らかなものから選定され、さんま・すけとうだら・まあじ・まいわし・さば類・ずわいがに・するめいかの計 7 種類です。

この制度では、国 (農林水産大臣) が漁獲可能量、大臣管理漁業ごと及び都道府県ごとの漁獲可能量の配分等を内容とする基本計画を定めます。知事は、国の基本計画で配分された県配分量 (知事管理量) に基づいて、県の管理計画 (県計画) を定めることとなっています。

本県では平成 23 年の知事管理量として「まあじ」「さば類」「ずわいがに」について「若干」の配分を受け、県計画によって、これらの魚種を主に漁獲する定置漁業と小型底びき網漁業 (地方名称 板びき網漁業) を管理対象漁業とすることを定めています。なお、「若干」の配分量を受けた魚種は、近年の漁獲実績が多くないために具体的数量の配分ではありませんが、現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるというものです。

②TAE 制度

TAC 制度が年間の漁獲量の総量を管理するのに対し、TAE 制度は、年間の漁獲努力量の総量、例えば出漁隻数や投網回数などを管理する制度です。TAE 制度による漁獲努力量の管理も TAC 制度と同様に、国 (農林水産大臣) が定める基本計画並びに知事が国から配分された量 (知事管理量) に基づいて定める県計画によって行われます。

TAE 制度の対象となる魚種 (第 2 種特定海洋生物資源) は、現在、あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいかの 9 種が指定されています。平成 15 年 3 月に「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」が作成されたことに伴い、本県に対しては、同年 5 月からやなぎむしがれいに関する TAE の配分がなされるようになり、5 トン以上の小型機船底びき網漁業を対象に管理が行われています。

(2) 漁獲可能量 (TAC) 及び漁獲努力可能量 (TAE) 制度の管理

①TAC の管理

当制度の円滑な進行・管理には、漁獲量 (採捕量) の迅速かつ正確な把握が必要不可欠であり、本県では平成 8 年度に整備した産地市場 (11 漁協) と県及び国を結ぶコンピュータネットワークにより、リアルタイムに漁獲 (採捕) データを収集しています。

○本県配分に対する採捕実績 (22 年漁期)

魚種	採捕量	管理期間
まあじ	40.7トン	平成22年1月～12月
さば類	59.2トン	平成22年7月～平成23年6月
ずわいがに	0.9トン	平成22年7月～平成23年6月

○全国における特定海洋生物資源の採捕実績（22年漁期）

魚種	漁獲可能量	採捕量	管理期間
さんま	455千トン	193千トン	平成22年7月～平成23年6月
すけとうだら	265千トン	236千トン	平成22年4月～平成23年3月
まあじ	224千トン	145千トン	平成22年1月～12月
まいわし	102千トン	66千トン	平成22年1月～12月
さば類	635千トン	458千トン	平成22年7月～平成23年6月
するめいか	318千トン	179千トン	平成22年1月～12月
ずわいがに	6,129トン	4,468トン	平成22年7月～平成23年6月

②TAEの管理

平成22年の北部太平洋におけるやなぎむしがれいのTAEは、4～6月の3ヶ月間に69,346隻日で、このうち本県への配分は1,920隻日でした。実際の努力量は、全体で31,670隻日、本県分は850隻日で、それぞれ消化率は46%、44%でした。

5 遊漁関係

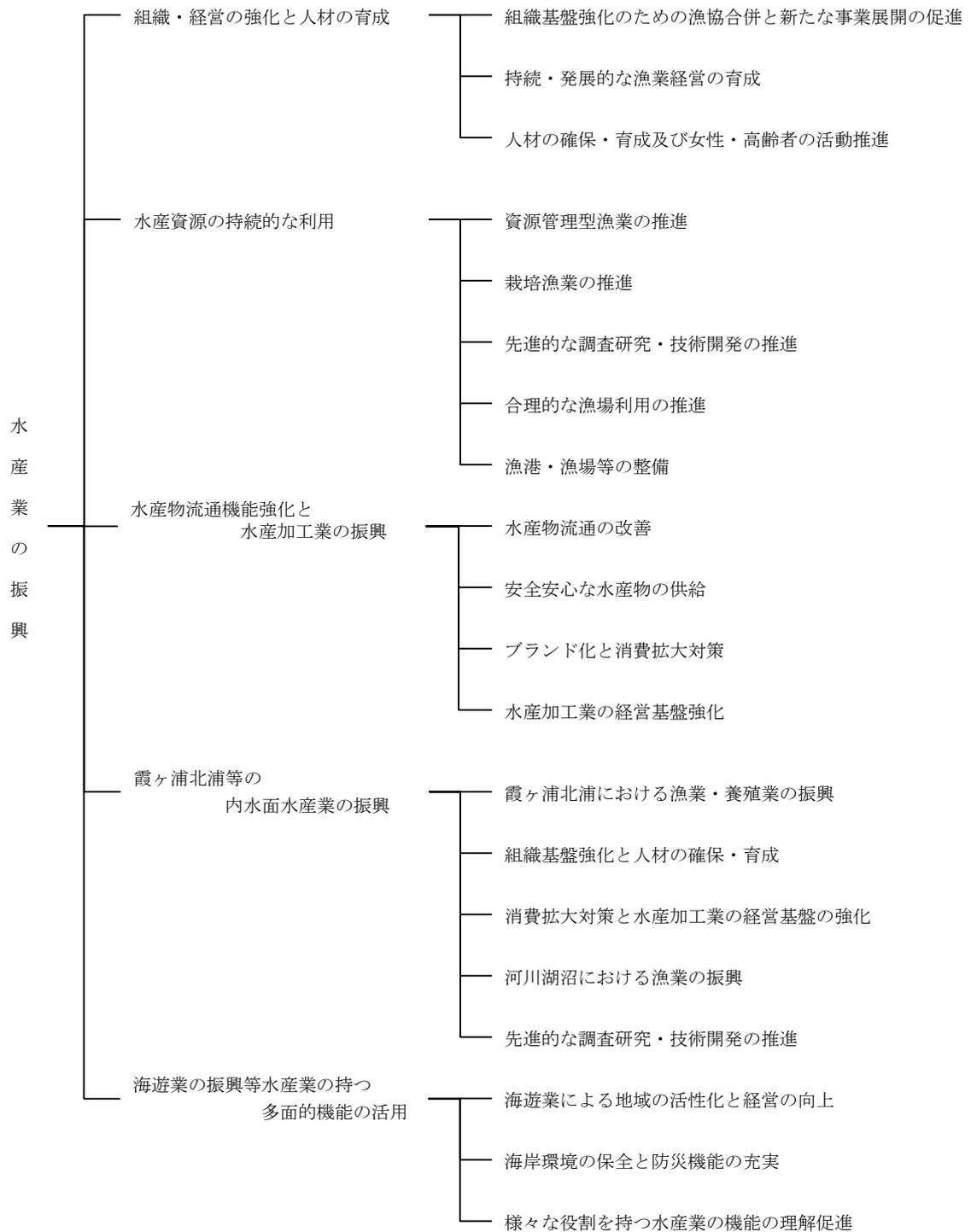
(1) 遊漁船業

「遊漁船業の適正化に関する法律」が改正（平成15年4月1日）され、届出制から登録制となりました。これにより、損害賠償責任保険への加入や遊漁船業務主任者の選任、業務規程の作成・届出が義務付けられています。

海面での業者数は165業者180隻、霞ヶ浦北浦での業者数は4業者4隻となっています（平成23年7月1日現在）。このうち、144業者（85%）が漁業協同組合員で、180隻のうち149隻（82%）が漁船であり、多くの業者が、漁業と遊漁船業を兼業しています。

Ⅷ 平成 22 年度に講じた水産業振興施策の概要

体系表



本県水産業においては、漁協組織の強化や担い手の確保育成、安定的な漁業経営の確立、安心で安全な水産物の安定供給などが課題となっています。一方、県民からは、豊かな自然と共存共栄しながら、遊漁などによる地域の活性化や環境保全、伝統文化の継承など、水産業が持つ多面的機能の充実が求められています。

こうした情勢の変化に的確に対応するため、平成 22 年度においては、「活力にあふれ人が輝く水産業の創造」をめざし、前頁体系表に示されている「茨城県水産業振興計画」の 5 つの基本方針を実現する為、以下の施策を行いました。

1 組織・経営の強化と人材の育成

地域の活性化、資源管理型漁業の推進、担い手育成など様々な役割が求められている漁協の経営基盤強化を図るため、漁協合併の推進役となる茨城沿海地区漁業協同組合連合会の機能強化や各地区における合併協議会の開催等を通じ、漁協合併を推進しました。

また、漁船・漁労設備の近代化を図るために漁業近代化資金や無利子の沿岸漁業改善資金等の制度資金の活用を推進したほか、漁業経営の安定を図るため、低利の運転資金を融通しました。

さらに、漁業用燃油価格の高騰に対応するため、人工衛星情報を基にした漁場探索手法の実証試験などにより、省エネ型操業を推進しました。

担い手の確保育成を図るために、茨城県漁業就業者確保育成センターを運営し、漁業就労情報の収集や漁業への就業希望者に対して求人情報の提供を行ったほか、海洋高校や漁協等との連携により、将来の本県水産業を支える専門知識・技能を有する人材の育成を推進しました。

2 水産資源の持続的な利用

漁獲可能量（TAC）制度及び漁獲努力可能量（TAE）制度により、県に割当てられた数量の適切な進行管理を行いました。

特に、資源管理型漁業を推進することを目的に、主要な対象資源の資源生態及び漁業実態の把握に努めました。さらに、沖合性カレイ類資源回復計画については平成 23 年度まで計画が延長されました。また、平成 20 年 3 月 28 日に作成・公表された「茨城県シライトマキバイ資源回復計画」に基づき、小型貝の保護及び資源状況の把握に努めました。

また、第 6 次栽培漁業基本計画（平成 22 年度～平成 26 年度）に基づき、茨城県栽培漁業センターにおいて、ひらめ、すずき、あわび、鹿島灘はまぐりの種苗を大量生産し、放流と放流効果等の調査を行うとともに、そい類の生産技術の開発に努め、資源の枯渇が懸念される鹿島灘はまぐりについては、早期に種苗を生産するための技術開発事業を実施しました。また、調査船「いばらき丸」による底魚類やいわし、さば類等の資源調査等を行いました。

水産業の総合的な基盤づくりと併せ、豊かで住み良い地域づくりに資するため、漁港を計画的に整備しました。

漁場整備に関しては、沿岸漁場の生産力を増大するため、日立市川尻沖とひたちなか市磯崎沖に人工魚礁の設置による漁場の整備開発を進めるとともに、ひたちなか市磯崎沖において、幼稚仔の生育場となる増殖場の整備を行いました。

また、プレジャーボート等と漁船の漁港の利用調整を図るため、平潟漁港、大津漁港、会瀬漁港及び久慈漁港において、平成 16 年度から順次漁船以外の船舶の放置禁止区域の設定と係留許可制度を導入しています。

3 水産物流通機能強化と水産加工業の振興

本県水産物のイメージアップや消費拡大を図るため、店舗情報を掲載したパンフレット等を作成することで、いばらきの地魚取扱店認証制度の普及に努めたほか、水産物地産地消推進委員を雇用し、水産物の販路拡大やPR活動を実施しました。沿岸部では、あんこうなどの地域食材の理解を進めたほか、霞ヶ浦では豊漁となったワカサギについて、「朝獲りワカサギ」としてPRを進めました。

また、いばらきの魚販売促進事業により、漁協が取組を始めた食堂事業（大津・大洗地区）の経営分析を行うことにより、改善点を明らかにし、他地区や今後の参考となるデータを集めたほか、「冷凍生シラス」や「エイ加工品」の商品価値向上を図るため、パッケージデザインや有望な販売先などを検討することで、販売促進のための課題や対応策を取りまとめました。

4 霞ヶ浦北浦などの内水面水産業の振興

霞ヶ浦北浦において有用魚種の資源を増大させるため、うなぎ種苗の放流や、わかさぎ湖内産親魚を用いた人工ふ化放流などの取り組みに助成するとともに、18年7月11日に作成・公表した霞ヶ浦北浦海区ワカサギ資源回復計画に基づき、関係漁業者と一体となって翌年の産卵親魚を確保するための取組を行いました。また、コイヘルペスウイルス病の発生により休止を余儀なくされていたコイ養殖業について、本病耐性コイの作出技術試験や、まん延防止を図った流通手法の検討を行い、平成21年4月にコイ養殖業を再開することができました。それを受け、消費拡大を目的としたイベント等の取り組みを行いました。さらに、水産有用資源に影響を与える外来魚であるブルーギル、アメリカナマズの駆除やハクレン等の未利用魚の漁獲回収により、漁場環境の保全と水質浄化を図りました。

河川と湖沼にあっては、引き続きあゆ、ふな類等の種苗放流やさけ資源の増大を図るための人工ふ化放流を行うほか、H18年度に作成し関係漁業へ配布したヤマトシジミ人工種苗生産技術マニュアルに基づき技術普及を図りました。また、近年増加しているカワウの食害被害低減策などを進めるとともに、冷水病のない河川放流用アユ種苗の県内供給体制を整備するため、霞ヶ浦産親魚を用い、県栽培漁業センターで大量生産及び県内漁協等への配付を行いました。

5 海遊業の振興など水産業の持つ多面的機能の活用

霞ヶ浦北浦の水産資源の回復と漁場環境の改善を図るため、湖岸に水生植物帯（ヨシ帯）の造成を行うとともに、ヨシ帯の保全活動を行う漁業者の活動を支援しました。

河川、海の環境保全に大きな役割を果たしている森林や藻場の保全について、漁業者に対して意識啓発を図るとともに、漁業者などによる植林事業や藻場の保全活動を支援しました。

海、湖沼、河川は魚介類をはじめとして様々な生物の生息の場となっているため、漁場の監視を推進しました。

水産生物への理解促進を図るため、水産試験場が主催し、県民に対する公開講座を開催したほか、小中学生を対象とした少年少女水産講座を開催しました。

しじみやさけの増殖事業を進める中で、地元児童等に両種の生態を紹介するとともに、飼育体験や放流体験、漁業者との交流機会を提供することで水産生物や漁業に対する理解促進を図りました。県土を高潮や侵食から守るとともに良好な海岸環境を維持するため、漁港海岸において突堤や離岸堤等を整備しました。